

平成 25 年度現業職員の給与改定等に係る交渉の概要

1 交渉団体

神奈川県職員現業労働組合

神奈川県高等学校現業労働組合

2 交渉回数

平成 25 年9月 25 日から平成 26 年1月9日まで 12 回

3 県の提案及び現業労組の主張と合意内容

項目	県の主な提案	現業労組の主な主張	合意内容
給与改定関係			
月例給・期末勤勉手当	月例給の公民給与の較差は 298 円、期末・勤勉手当の支給月数は概ね均衡しており、月例給、期末・勤勉手当ともに改定の必要はないとの人事委員会報告を踏まえ、改定は行わない。	月例給について、昨年度は△245 円の較差を住居手当の引き下げで解消したことを踏まえ、人事委員会による給与改定の勧告がなくとも較差解消を図るべきである。	月例給、期末・勤勉手当ともに改定しない。
休暇その他働きやすい環境の整備			
育児休業	仕事と家庭の両立の観点から、有効な対策について検討したい。	仕事と家庭の両立支援の観点から、育児休業の取得を促進させるため、取得要件の改善を図るべきである。	育児休業をした期間に係る退職手当の除算率について、1歳までの期間を3分の1から4分の1とする。
子の看護休暇		小学校入学前の日数を拡充すべきである。	小学校入学の始期に達するまでの子に係る取得可能日数を5日から6日とする。
再任用職員の勤務条件	フルタイム再任用職員の標準的な級の格付けは、職務給の原則や標準生計費、他団体・民間事業の給与等を考慮すべきである。	行政職給料表(1)適用職員との均衡や退職前の技能労務職員の職責などを考慮すべきである。	平成 26 年4月以降に任用するフルタイム再任用職員の標準的な級の格付けは、4級とする。